

## 第60回岐阜県学校保健研究大会実行委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、第60回岐阜県学校保健研究大会実行委員会（以下「実行委員会」という）と称する。（羽島郡学校保健会理事会と兼ねる。）

(目的)

第2条 実行委員会は、令和3年度に開催される第60回岐阜県学校保健研究大会（以下「研究大会」という）の企画・運営と学校保健医療の確保と公衆衛生の向上を図り、児童生徒等の健康づくりに努めることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究大会の開催、企画、運営に関すること。
- (2) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第4条 実行委員会は役員に次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 実行委員長 羽島郡学校医部会代表（羽島郡学校保健会会長）
- (2) 副委員長 羽島郡学校歯科医部会代表（羽島郡学校保健会副会長）  
羽島郡学校薬剤師部会代表（羽島郡学校保健会副会長）  
羽島郡小中学校長部会代表（羽島郡学校保健会副会長）  
羽島郡PTA部会代表（羽島郡学校保健会副会長）
- (3) 実行委員 羽島郡学校医部会員（羽島郡学校保健会理事）  
羽島郡学校歯科医部会員（羽島郡学校保健会理事）  
羽島郡学校薬剤師部会員（羽島郡学校保健会理事）  
羽島郡学校長部会員（羽島郡学校保健会理事）  
羽島郡PTA部会員（羽島郡学校保健会理事）  
羽島郡保健主事会代表（羽島郡学校保健会理事）  
羽島郡養護教諭部会代表（羽島郡学校保健会理事）  
羽島郡栄養教諭部会代表（羽島郡学校保健会理事）  
羽島郡保健主事部会員（羽島郡学校保健会庶務会計）  
羽島郡学校長部会員（羽島郡学校保健会監事）  
羽島郡PTA部会員（羽島郡学校保健会監事）  
羽島郡二町教育委員会学校教育課 担当指導主事

(役員の職務)

第5条 実行委員長は、実行委員会を代表し、実行委員会の運営を統括する。  
副委員長は、実行委員を補佐し、実行委員長に事故ありし時及び不在の時は実行委員長を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会は、必要に応じて実行委員長が招集し、実行委員長が議長を司る。

(実行委員会)

第7条 実行委員会は、目的達成のため必要と思われる場合は、他に部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務局は、羽島郡学校保健会事務局に置く。

附則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。